

公益法人 草津市コミュニティ事業団
剪定枝粉碎機貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、草津市民の家庭から出る剪定枝を粉碎するために必要な機器（以下「粉碎機」という。）を貸し出し、せん定枝の有効利用を促進し、もって廃棄物の減量及び資源化を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 粉碎機の貸出しを受けることができるもの（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する個人及び市内に所在する管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。）等の団体で、これらのものが市内に所有し、又は管理する敷地内の樹木のせん定により発生するせん定枝を有効利用しようとするものとする。ただし、粉碎機を営利を目的として使用しようとするものその他事業の用に供する目的で使用しようとするものを除く。

(貸出期間等)

第3条 粉碎機の貸出期間は、貸出日の初日から起算して7日以内とする。

- 2 粉碎機の貸出しを受けることができる回数及び台数は、1の対象者につき、1か月に1回かつ1台を限度とする。
- 3 貸出日および返却日は、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）および毎週月曜日（月曜が祝日の場合は、その翌日）を除く日とし、貸出時間および返却時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、理事長が必要と認めたときはこれを変更することができる。

(貸出しの予約)

第4条 粉碎機の貸出しを受けようとするものは、貸出しを受けようとする日の3月前の日の属する月の初日から貸出しを受けようとする日の7日前の日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）までの間に、予約しなければならない。

(申込書の提出)

第5条 前条の規定による予約を行ったものは、粉碎機を使用する者の本人を確認するための書類を提示の上、所定の申込書を市長に提出しなければならない。

(貸出しの決定)

第6条 理事長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、粉碎機の貸出しを決定するものとする。

- 2 理事長は、前項の規定により粉碎機の貸出しを決定する場合において、必要と認めるときは、必要な条件を付すことがある。

(使用に当たっての遵守事項)

第7条 粉碎機の貸出しを受けたもの（以下「使用者」という。）は、粉碎機の使用に当たり、次

の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 粉碎したせん定枝を土壌改良材等として有効利用し、市のごみ収集に出さないこと。

(2) 粉碎機を第三者に転貸し、又は貸出しを受けた目的以外の目的に使用しないこと。

(貸出しの決定の取消し等)

第8条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、粉碎機の貸出しの決定を取り消し、又は粉碎機の返却を命ずることがある。

(1) 偽りその他不正な手段により粉碎機の貸出しの決定を受けたとき。

(2) 粉碎機の貸出しの決定に際して付した条件その他この要綱に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、粉碎機の貸出しを行うことが不適當であると認めるとき。

(使用の報告)

第9条 使用者は、粉碎機の使用を終了したときは、所定の報告書を理事長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、粉碎機の使用に当たり、自己の責めに帰すべき事由により、事業団又は第三者に損害を与えたときは、自己の責任においてその損害を賠償しなければならない。

(様式)

第11条 この要綱で使用する申込書等の様式は、別に定める。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月15日から施行する。